主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人佐伯静治、同藤本正、同雪入益見、同吉川基道の上告理由について 所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係及び説示に照らし、 正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。 論旨は、独自の見解 に立つて原判決を論難するものか、又は原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実 の認定を非難するものであつて、採用することができない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官 全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

雄	清	里 口	江	裁判長裁判官
己	正	辻	高	裁判官
顯	高	部	服	裁判官
_	昌		環	裁判官